

議案第 70 号

和光市新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和光市新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例（平成 18 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（事業） 第 4 条 新倉高齢者福祉センターは、高齢者の健康増進及び自立促進を図るため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(4)（略） <u>(5) 新倉高齢者福祉センターを利用する者（以下「利用者」という。）の送迎</u> <u>(6)（略）</u> （損害賠償） 第 14 条 <u>利用者</u>は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。	（事業） 第 4 条 新倉高齢者福祉センターは、高齢者の健康増進及び自立促進を図るため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(4)（略） <u>(5)（略）</u> （損害賠償） 第 14 条 <u>新倉高齢者福祉センターを利用する者は</u>、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和3年12月2日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

令和4年度から新倉高齢者福祉センターの行う事業を変更することに伴い、新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部改正を要するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。